

# 表

## 記入例

様式3

施主・事業主が法人の場合、法人所在地・法人名・代表者氏名を記入してください。

※押印は不要です。

提出年月日は前橋市教育委員会に提出した日  
工事着工予定の60日前までに提出

第 号  
令和〇〇年△△月××日

住所  
氏名等

前橋市大手町二丁目12番1号  
株式会社△△  
代表取締役社長 前橋太郎

### 埋蔵文化財発掘の「届出・通知」について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条第1項・第94条第1項〕同法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条〔第1項第5号・第2項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり「届出・通知」します。

記

○で囲ってください

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

添付書類

- ①位置図（大体の位置がわかるもの）
- ②周辺図（工事予定地と隣地の境界がわかるもの。縮尺1/2500程度のもの又は住宅地図）
- ③建物配置図（浄化槽を設置する場合はその位置を含める。現況GL・設計GL・基準となるベンチマークを明記）
- ④造成計画図（切土・盛土の範囲や深さ、道路敷設の有無がわかるもの。現況GL・設計GLを明記）
- ⑤基礎伏・断面図（現況地盤からの掘削深度がわかるもの。現況GL・設計GLを明記）
- ⑥地盤改良施工図（表層地盤改良の場合は掘削範囲・現況地盤からの掘削深度が、柱状地盤改良・杭地業の場合は杭の位置・太さ・長さがわかるもの）
- ⑦浄化槽の図面（浄化槽の大きさがわかるもの）

裏面に記入する事項です



○で囲ってください

(裏)

別記

文化財保護法第93条第1項・第94条第1項 (○で囲むこと)

文書番号	前教文第 号・	年 月 日
------	---------	-------

1 所在地	前橋市大手町二丁目12番1号		工事予定地番はすべて記入してください
2 面積	5,956.1 m <sup>2</sup>	面積は、工事区域もしくは敷地面積（建築面積ではない）を記入してください	
3 土地所有者	住所	前橋市大手町二丁目12番1号	
	氏名等	前橋太郎	
4 ※遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 城館跡 生産遺跡 水田跡 畠跡 その他の遺跡 ( )		
※遺跡の名称	(県遺跡番号 )	員数	(市町村遺跡番号 )
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
※遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅		
	工場 店舗 個人住宅兼工場または店舗 その他建物 ( )		
目的を選び、○で囲ってください その他の場合は ( ) 内に記入してください	公園造成 土基盤整備 土砂採取 その他の農業関係事業		
工事の概要	軽量鉄骨造2階建て集合住宅建築 地盤改良：有・無・未定 ( 月 日地盤調査予定) / 浄化槽：有・無		
6 工事主体者	住所	前橋市大手町二丁目12番1号	
	氏名等	前橋太郎	
7 施工責任者	住所	前橋市大手町一丁目1番1号 利根川工業株式会社	
	氏名等	利根川太郎	
未定の場合は「未定」と記入してください	8 着手予定時期	未定年 月 日	9 終了予定時期
10 参考事項	回答送付先：〒371-0853 前橋市総社町3丁目11-4 赤城設計事務所 赤城太郎 Tel.027-224-1111		

指導事項	発掘調査 工事立会 慎
------	-------------

[注意事項]

- ① 太線内は届出者・通知者が記入すること
- ② 遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入すること。

「※」部分について分からない場合は記入しなくて結構です。ご提出後、担当者が記入します。

<埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕の確認事項>

包蔵地内で土木工事を行なう場合は、「文化財保護法93条第1項」の届出を1部提出する必要があります。下記の記入上の注意点をご参照いただき、前橋市教育委員会事務局文化財保護課へ提出してください。

- ・この書類の届出者は、土木工事の主体である施主や事業主です。工事の施工業者の名前で作成するものではありません。
- ・届出者が法人の場合、法人所在地・法人名・代表者氏名を記入してください。押印は不要です。
- ・裏面4欄は分からない場合、記入しなくて結構です。
- ・裏面6欄は表面の届出者と同名でお願いします。
- ・裏面7欄及び8欄は確定していなければ、「未定」と記入してください。
- ・添付書類は試掘・確認調査依頼の書類と同じものでかまいません。
- ・市へ書類を提出いただいた後、指導事項を記した回答書をお送りいたします。

<その他>

- ・ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

前橋市教育委員会事務局文化財保護課  
埋蔵文化財係

連絡先

〒371-0853

前橋市総社町三丁目11-4

TEL 027-280-6511

FAX 027-251-1700